

平成 28 年 7 月 15 日

個人情報保護に関する実態調査

〈結果に基づく勧告〉

総務省では、個人情報の管理に関する国民の不安の解消を図るとともに、個人情報の適切な管理のための取組を促進させる観点から、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理の状況について、その実態を調査しました。

調査の結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官（内閣、総務、規制改革等担当）

担 当：小野、西中須、岡、堀口

電 話：03-5253-5440（直 通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

個人情報保護に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

勧告日：平成28年7月15日

勧告先：厚生労働省

※ 調査対象機関

○行政機関個人情報保護法の対象機関：行政機関(45)

○独立行政法人等個人情報保護法の対象機関：独立行政法人、
国立大学法人、特殊法人等(201)

背景

- 平成27年5月：日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案
- 平成27年8月：総務省行政管理局は、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理のための指針を改正

主な調査結果

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①指針を踏まえた保護管理規程の見直し | ◎H27年度中にほとんどの機関で実施（行政機関44/45、独法等194/201）
＜残りの機関（行政機関1、独法等7）もH28年5月までに実施＞ |
| ②情報システムから保有個人情報の漏えい等が発生した場合の連絡体制の整備
（夜間・休日対応、幹部への速やかな報告、所管する行政機関への報告） | 全ての機関で対応済 |
| ③被害拡大防止のための注意喚起（LANケーブルの抜線・無線LANのオフ等） | |
| ④教育研修や複製の最小限化・処理後の消去などの点検 | ◎H27年度中にほとんどの機関で実施
（行政機関：全て、独法等：教育研修 200/201、点検 199/201）
＜残りの機関（独法等：教育研修1、点検2）もH28年度中に実施予定＞ |

<勧告事項>

本省・施設等機関・地方支分部局で189の保護管理規程を整備（厚生労働省のみ）→**改正がH28年度まで遅延**

迅速な
対応

厚生労働省全体で保護管理規程を定める等の措置を講ずること

調査結果の概要

1. 保護管理規程の見直し

区分	機関数	平成27年度	平成28年度
行政機関	45 (100%)	44 (97.8%)	1 (2.2%)
独立行政法人等	201 (100%)	194 (96.5%)	7 (3.5%)
計	246 (100%)	238 (96.7%)	8 (3.3%)

☆保護管理規程の見直し内容（総務省指針改正対応）

- ①保護管理者とシステム管理者との連携
- ②現場責任者への教育研修
- ③複製の最小限化・処理後の消去
- ④暗号化（パスワード設定）
- ⑤被害拡大防止措置
- ⑥所管独法等への指導・助言（行政機関）
- ⑦所管行政機関との連携（独立行政法人等）

調査結果

報告書P8、P34、P35

- 厚生労働省のみ本省内部部局・施設等機関・地方支分部局で189の保護管理規程を整備
→うち16規程の見直しが遅延（H28年4月に見直し）
- 本省内部部局と施設等機関・地方支分部局の保護管理規程→大きな差異はなし

勧告

速やかに個人情報の安全確保措置を行う観点から、厚生労働省全体で保護管理規程を定める等の措置を講ずること

2. 管理体制の状況

区分	機関数	情報システムから保有個人情報が漏えい又は漏えいのおそれがある場合の対応			被害拡大防止のための注意喚起
		夜間・休日対応	幹部への速やかな報告	所管する行政機関への報告	
行政機関	45 (100%)	45 (100%)	45 (100%)	—	45 (100%)
独立行政法人等	201 (100%)	201 (100%)	201 (100%)	201 (100%)	201 (100%)
計	246 (100%)	246 (100%)	246 (100%)	201 (100%)	246 (100%)

☆取組事例

- インシデント発生時の対応訓練を実践形式で行い、訓練後に事後評価
- 標的型メール訓練において、添付ファイルを開封した場合における初動対応に関する訓練を実施

調査結果の概要

3. 教育研修の実施状況

区分	機関数	平成27年度に実施	平成28年度に実施予定
行政機関	45 (100%)	45 (100%)	0 (0.0%)
独立行政法人等	201 (100%)	200 (99.5%)	1 (0.5%)
計	246 (100%)	245 (99.6%)	1 (0.4%)

※日本年金機構の個人情報流出事案発生後に、**意識の高揚を図るための啓発**（通知の発出、組織の長による訓示、事務用端末の起動時の啓発等）については、**全ての機関において、平成27年度中に実施**。

☆教育研修の主な内容

- 法律・訓令等の周知
- 標的型メールへの対応（座学・訓練）
- 漏えい等事案発生時の初期対応（座学・訓練）
- 情報システムの管理・運用

4. 点検の実施状況

区分	機関数	平成27年度に実施	平成28年度に実施予定
行政機関	45 (100%)	45 (100%)	0 (0.0%)
独立行政法人等	201 (100%)	199 (99.0%)	2 (1.0%)
計	246 (100%)	244 (99.2%)	2 (0.8%)

☆点検の主な内容

- 複製ルールの遵守
- 共有フォルダ等への複製の保存
- パスワードの設定
- 不要な個人情報の廃棄
- 漏えい等が発生した場合の報告手順等の整備
- 被害拡大防止のための対処方法
- 独法等との連携体制の整備
- 当該独法等を所管する行政機関との連携体制の整備

今後の課題

報告書P37、P50、P52

- ①所管の独立行政法人等に対し文書が送付されていないなど連絡が不十分な例
- ②情報やノウハウがないことを理由に、平成27年度に教育研修や点検を実施していない例
→ なお一層、所管する行政機関から個人情報保護に関する連絡や支援を的確に行うことが求められる。